

第3次福岡県犯罪被害者等支援計画骨子（案）

福岡県犯罪被害者支援協議会
専門委員会議

目 次

第1部 基本的考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の目標	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 犯罪被害の現状	2
(1) 県内における犯罪等の状況	2
ア 刑法犯の認知件数	2
イ 主な重要犯罪等の認知件数	3
ウ 性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数	3
エ 配偶者からの暴力に関する相談件数	4
オ 配偶者からの暴力案件の認知件数	5
カ 児童虐待に関する相談対応件数	5
(2) 福岡犯罪被害者総合サポートセンター等における相談件数	6
ア 福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおける相談件数	6
イ 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける相談件数	6
(3) 県民意識アンケート調査結果の概要	6
ア 犯罪被害に関する意識	6
イ 犯罪被害者等が置かれた状況	8
ウ 犯罪被害者等が求める支援	8
エ 犯罪被害者等の被害からの回復	9
6 これまでの実績と今後の課題	10
(1) これまでの取組と実績	10
(2) 今後重点的に取り組むべき課題	11
7 基本方針	11
8 推進体制	11
(1) 福岡県犯罪被害及び性暴力対策庁内会議	12
(2) 福岡県犯罪被害者支援協議会	12
(3) 警察署犯罪被害者支援協議会	12
第2部 計画の内容	13
施策体系	13
基本方針1 犯罪被害者等支援体制の整備・充実	14
1 相談及び情報の提供等	14
2 人材の育成	15
3 民間支援団体に対する支援	16
4 個人情報等の適切な管理	17
基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止	18
1 心身に受けた影響からの回復	18
2 安全の確保	19
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	20
基本方針3 損害回復・経済的支援等	22
1 損害賠償の請求についての援助	22
2 経済的負担の軽減	23

3	居住の安定等	24
4	雇用の維持及び確保	24
5	日常生活の支援	25
基本方針4	犯罪被害者等を支える地域社会の形成	26
1	県民の理解の増進	26
2	事業者の理解の増進	27

第1部 基本的考え方

1 策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた方及びその御家族又は御遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、財産を奪われる、傷害を負わされる、生命を奪われる、家族を失う、といった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、心身の不調や、治療費などの経済的負担、更には周囲の理解不足等による心ない言動等の二次的被害など、様々な問題に苦しんでいます。

このような状況に置かれている犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むためには、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が権利として保障され、個々の事情に応じて適切に、途切れることなく支援が提供されるとともに、県民や事業者など周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等を地域社会で支えていく必要があります。

県ではこれまで、2008(平成20)年に犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を、2013(平成25)年には性暴力被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設(2015(平成27)年から相談時間を24時間化)し、同年度末には全市町村に犯罪被害者相談窓口を設置させるなど、犯罪被害者等支援施策の充実に努めてきました。

そして、2018(平成30)年3月、議員提案により、「福岡県犯罪被害者等支援条例(平成30年福岡県条例第34号。以下「条例」という。)」を制定しました。条例の趣旨にのっとり、同年12月に第1次の「福岡県犯罪被害者等支援計画」(以下「計画」という。)を、令和4年3月には第2次計画を策定しました。

第1次計画では、犯罪被害者等の権利利益の保護と誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上を目指して、犯罪被害者等の相談支援体制の更なる充実、支払いが滞っている損害賠償に係る再提訴時の費用助成、犯罪被害者等支援に係る県民の理解の増進のための広報啓発等に取り組んできました。第2次計画では、相談や捜査の過程での二次的被害の防止、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するための見舞金制度の導入促進等に取り組み、さらに、警察・民間支援団体・市町村等と連携し、犯罪被害者等に必要な支援を一元的に途切れなく提供する「多機関ワンストップサービス」を開始しました。加えて、議員提案により制定された、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」(平成31年福岡県条例第19号。以下「性暴力根絶条例」という。)に基づき、医療費の公費支出等性暴力被害者等への支援の充実にほか、性暴力についての理解を深めるための「性暴力根絶に向けた対応指針」を策定し、性暴力根絶のための教育・啓発に取り組んできました。

これらの取組により、犯罪被害者等に対する支援は拡充し、また県民の理解も進んでいるものの、依然として困難を抱える犯罪被害者等は多く、未だ多くの課題があります。

これまでの課題や犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、「第3次福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定するものです。

2 計画の目標

条例第1条の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上を目指します。

3 計画の性格

この計画は、条例第10条の規定に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定め、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

併せて、性暴力根絶条例第21条第5項の規定に基づき、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援に関する具体的施策について定めるものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、2027（令和9）年度から2031（令和13）年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

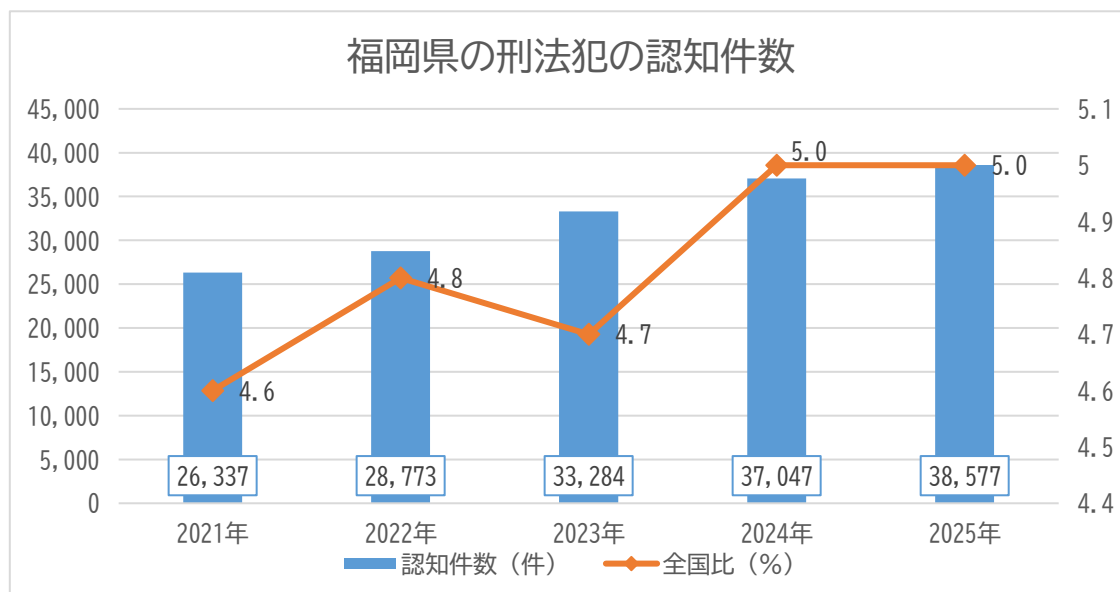
5 犯罪被害の現状

（1）県内における犯罪等の状況

ア 刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数は、2003（平成15）年以降減少し続け、2021（令和3）年には56万8,104件となっていました。2022（令和4）年以降は徐々に増加しており、2025（令和7）年は77万4,142件となっています。

福岡県内の刑法犯の認知件数も、2002（平成14）年の16万8,190件をピークに減少を続け、2021（令和3）年には2万6,337件となっていました。2022（令和4）年以降徐々に増加しており、2025（令和7）年は3万8,577件となっています。



資料：警察庁「犯罪統計」

イ 主な重要犯罪等の認知件数

福岡県における2025（令和7年）の主な重要犯罪の認知件数は、殺人39件、強盗41件、放火32件、略取誘拐・人身売買14件、傷害797件であり、略取誘拐・人身売買は全国的には増加傾向にありますが福岡県では大きな変化はありません。

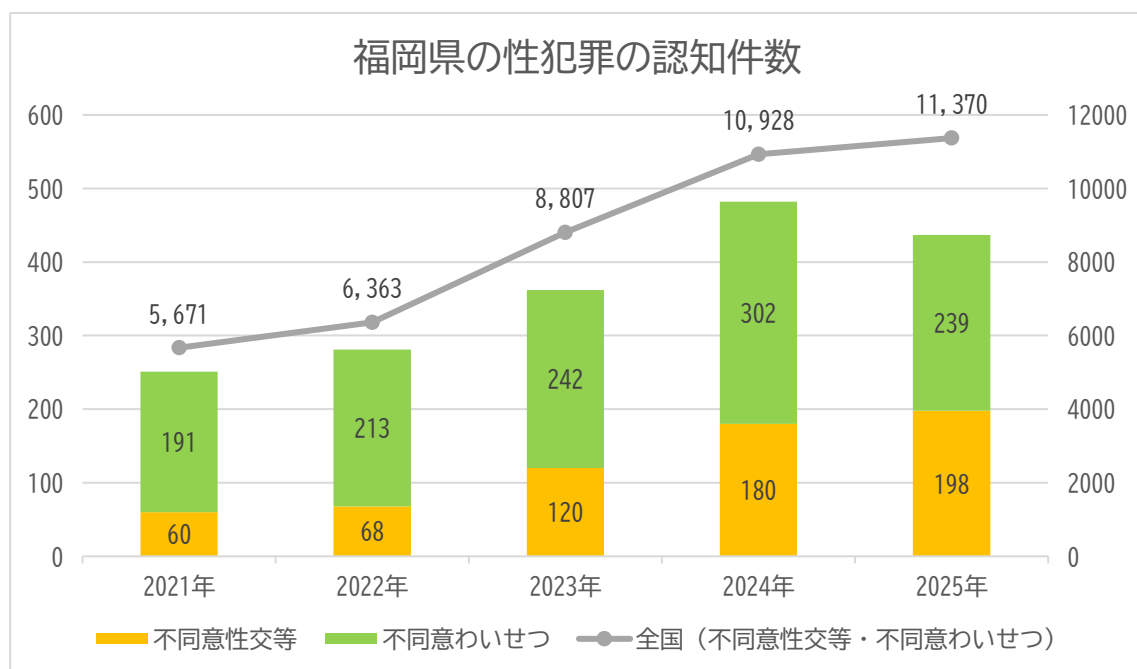
	全 国					福 岡 県				
	殺人	強盗	放火	略取誘拐・ 人身売買	傷害	殺人	強盗	放火	略取誘拐・ 人身売買	傷害
2021年	874	1,138	749	389	18,145	45	34	42	17	671
2022年	853	1,148	781	390	19,514	26	30	51	12	730
2023年	912	1,361	766	526	22,169	30	41	26	24	809
2024年	970	1,370	758	588	21,292	34	51	24	23	774
2025年	976	1,428	706	606	23,460	39	41	32	14	797

資料：警察庁「犯罪統計」、県警察本部刑事総務課調べ

ウ 性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数

福岡県における2025（令和7年）年の性犯罪の認知件数は、437件（不同意性交等198件、不同意わいせつ239件）となっており、刑法等改正による構成要件の一部変更等を背景に、高止まりしています。

人口10万人当たりの認知件数は、2021（令和3）年が全国ワースト7位でしたが、2025（令和7）年では全国ワースト17位となっています。

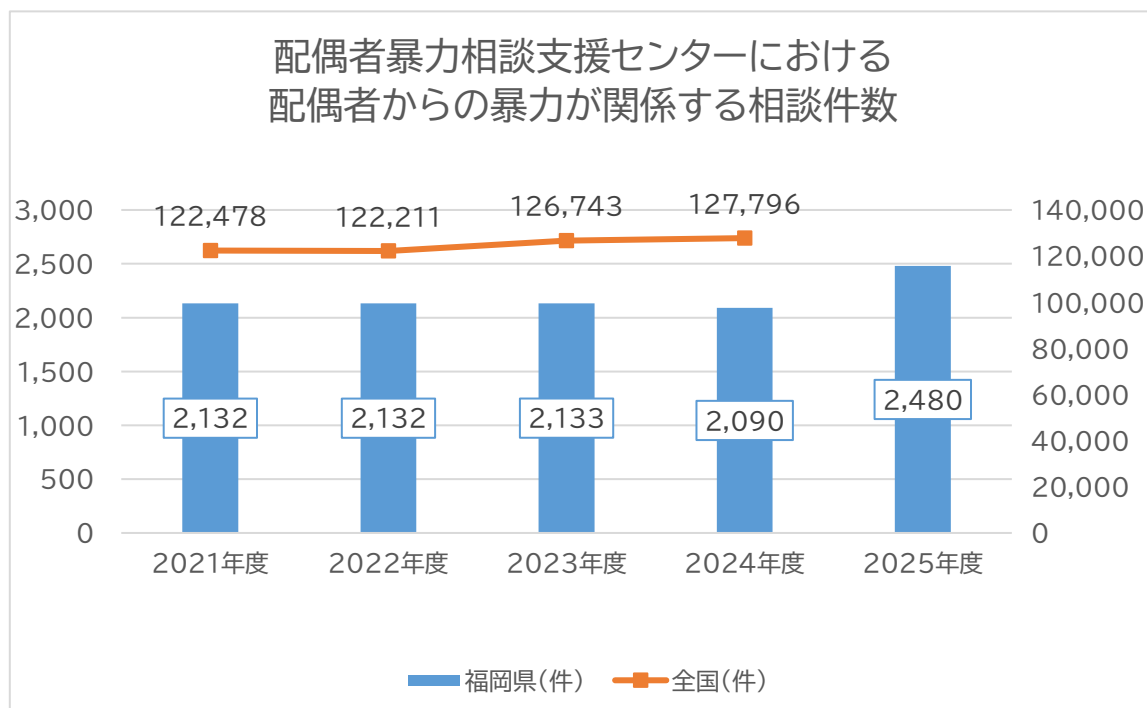


※2022 年まで不同意性交等は強制性交等、不同意わいせつは強制わいせつ

資料：警察庁「犯罪統計」

エ 配偶者からの暴力に関する相談件数

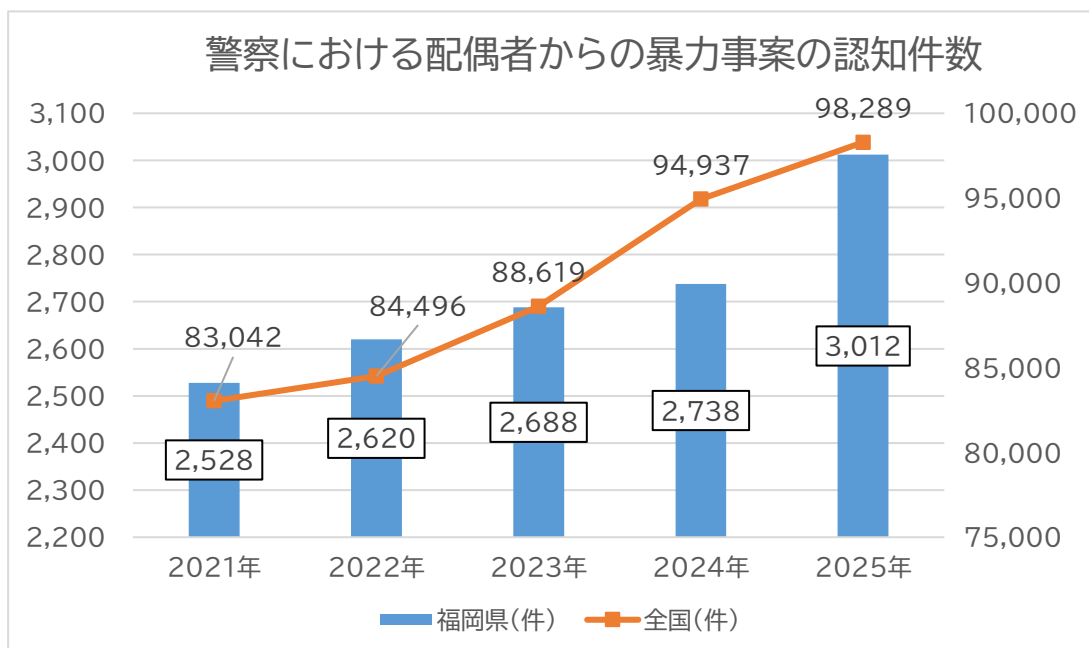
福岡県における2025（令和7）年度の配偶者からの暴力に関する相談件数は、2,480件で、前年度から増加しています。



資料：内閣府ホームページ、県男女共同参画推進課調べ

オ 配偶者からの暴力案件の認知件数

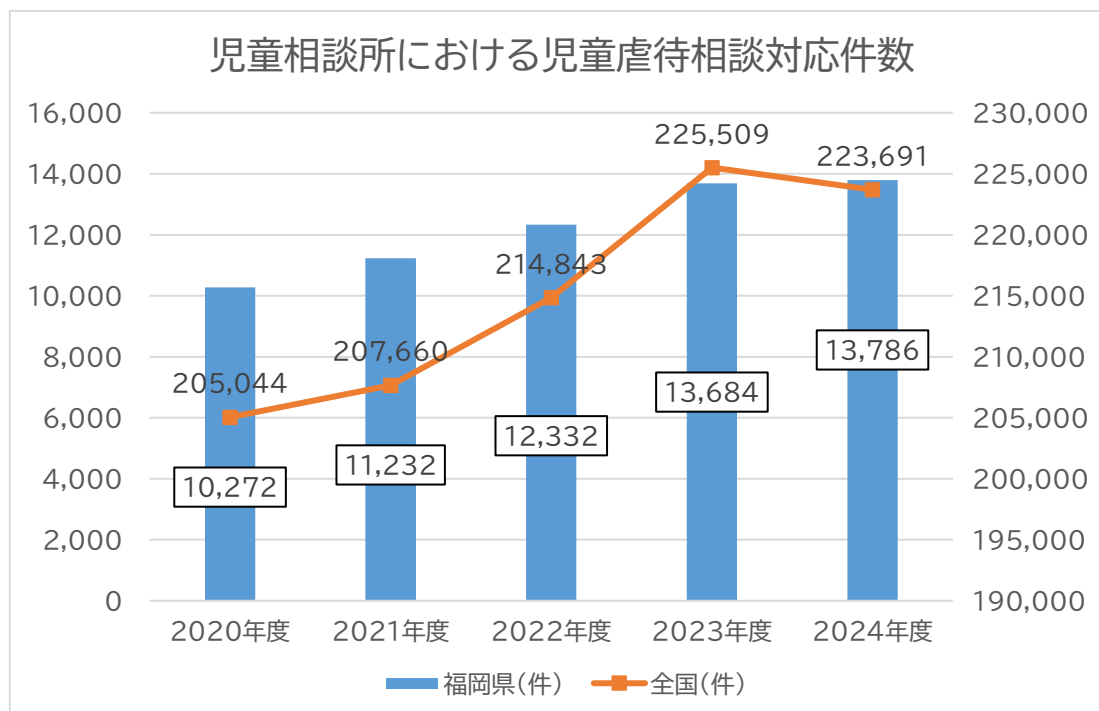
福岡県における2025（令和7）年の配偶者からの暴力事案の警察での認知件数は、3,012件で、前年から増加しています。



資料：警察庁ホームページ、県警察本部人身安全対策課調べ

カ 児童虐待に関する相談対応件数

福岡県の児童相談所における2024（令和6）年度の児童虐待相談対応件数は、13,786件で、前年度より増加しています。



資料：厚生労働省ホームページ

(2) 福岡犯罪被害者総合サポートセンター等における相談件数

ア 福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおける相談件数

福岡犯罪被害者総合サポートセンターは、県、北九州市、福岡市及び公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営し、殺人や傷害などの被害に遭われた犯罪被害者等に対し、電話相談や面接相談、警察や裁判所等への付添などの支援を行っています。2025（令和7）年度の相談件数は708件で前年度より増加しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
相談件数	528 件	557 件	381 件	480 件	708 件

イ 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける相談件数

性暴力被害者支援センター・ふくおかは、県、北九州市、福岡市及び公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営し、性暴力の被害に遭われた方等に対し、電話相談や面接相談、産婦人科医療をはじめとする医療面のケア、警察等への付添いなどの支援を行っています。相談件数は年々減少していましたが、2025（令和7）年度は3,338件と増加しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
相談件数	4,831 件	4,145 件	2,793 件	2,162 件	3,338 件

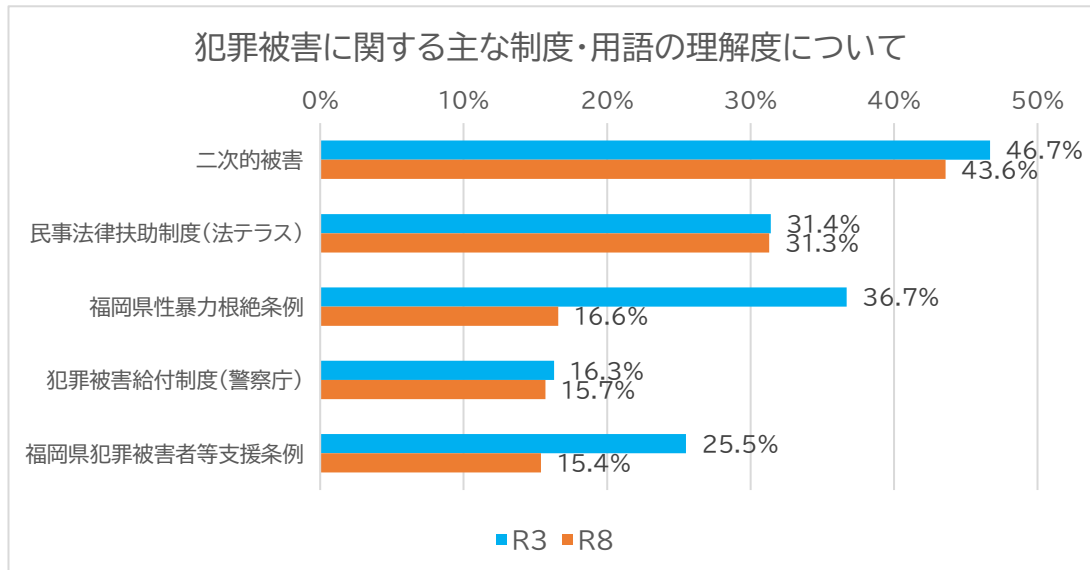
(3) 県民意識アンケート調査結果の概要

福岡県では、犯罪被害者等支援のための今後の施策に資することを目的に、2026（令和8）年6月から7月までの間に、県民の犯罪被害者等支援に関する意識について、インターネットによるアンケート調査を実施しました。（前回調査は2021（令和3）年6月から7月までの間で実施）

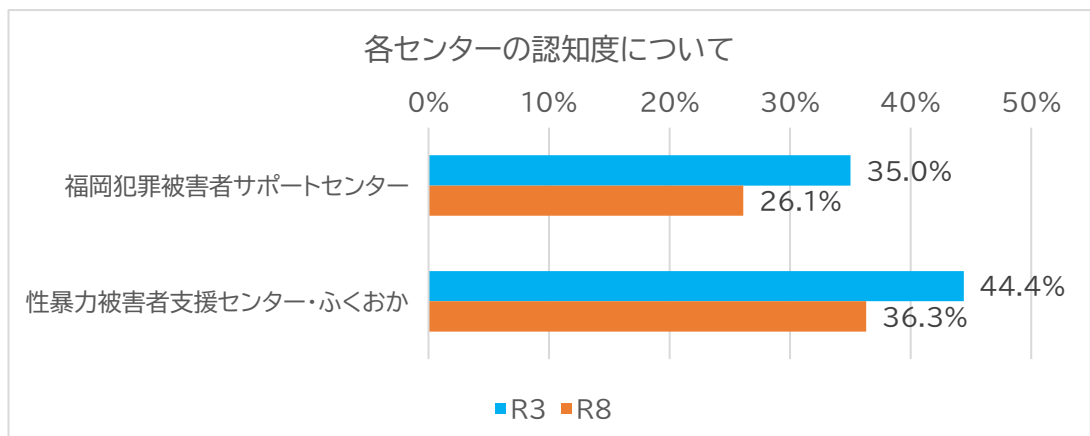
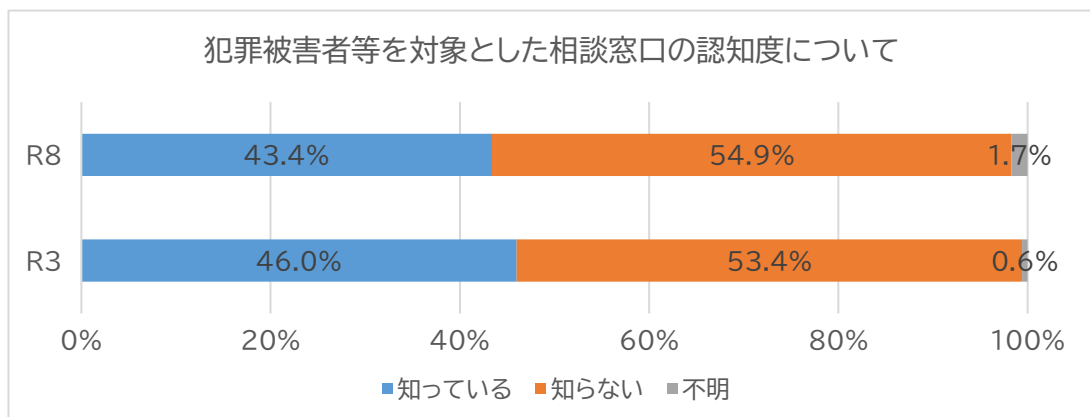
回答者数	2,184 名
内訳：犯罪被害経験なし	1,954 名
犯罪被害経験あり（以下「犯罪被害者等」という）	230 名

ア 犯罪被害に関する意識

- 犯罪被害に関する制度・用語について、「二次的被害」は約44%が知っていると回答しています（前回調査約47%）。「福岡県性暴力根絶条例」は約17%（前回調査約37%）、「福岡県犯罪被害者等支援条例」は約15%（前回調査約26%）の人が知っていると回答しており、前回調査よりも低下しています。

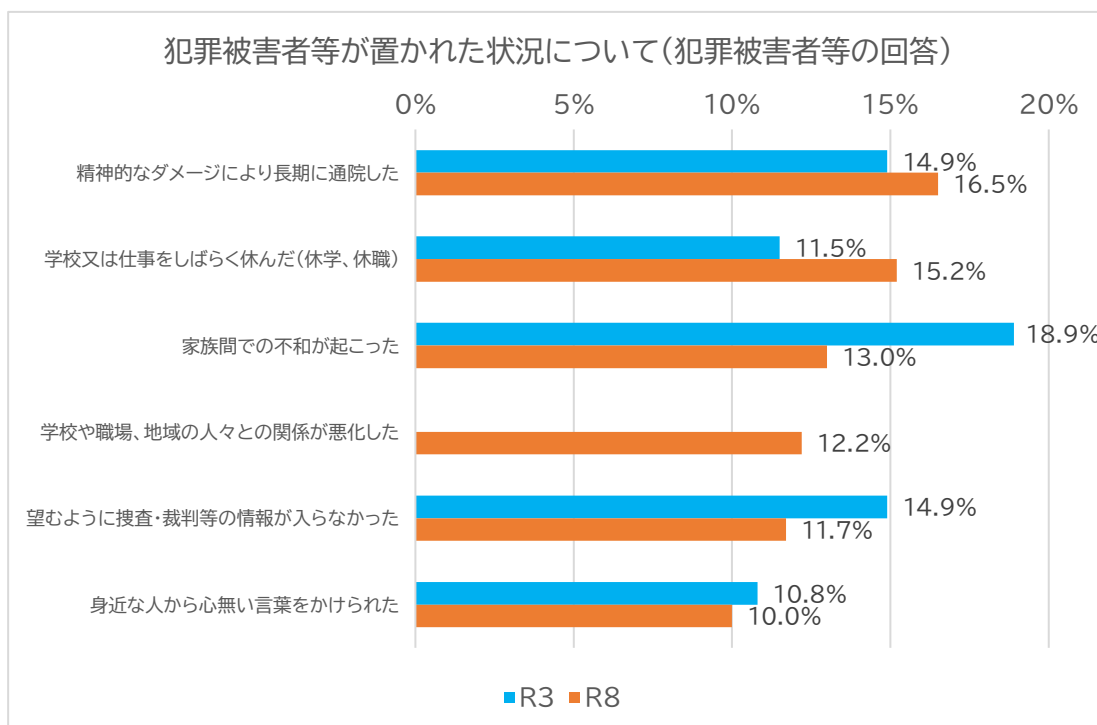


- 犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っている人は約43%（前回調査約46%）います。また、県、北九州市、福岡市及び公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働で運営している総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」は約26%（前回調査約35%）、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」については約36%（前回調査約44%）の人が知っていると回答しており、相談窓口の認知度は前回調査よりも低下しています。



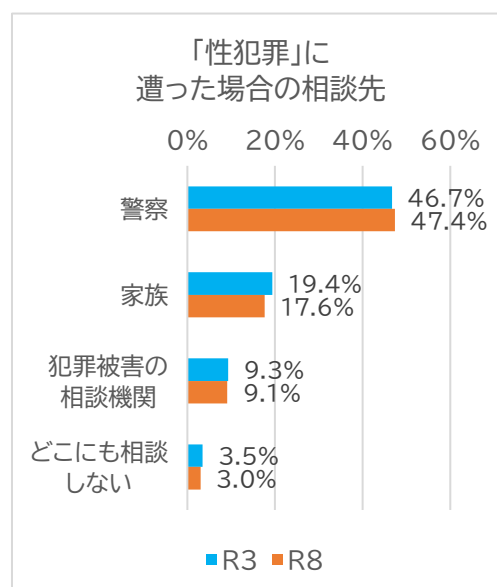
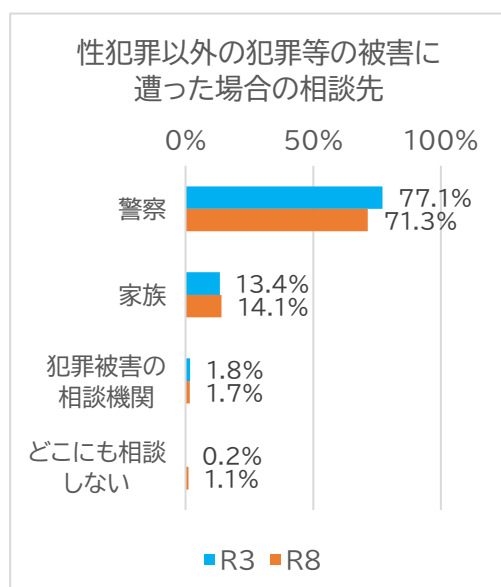
イ 犯罪被害者等が置かれた状況

- 犯罪被害者等が置かれた状況について、犯罪被害者等は、「精神的なダメージにより長期に通院した」、「学校又は仕事をしばらく休んだ（休学、休職）」との回答が前回よりも増えています。

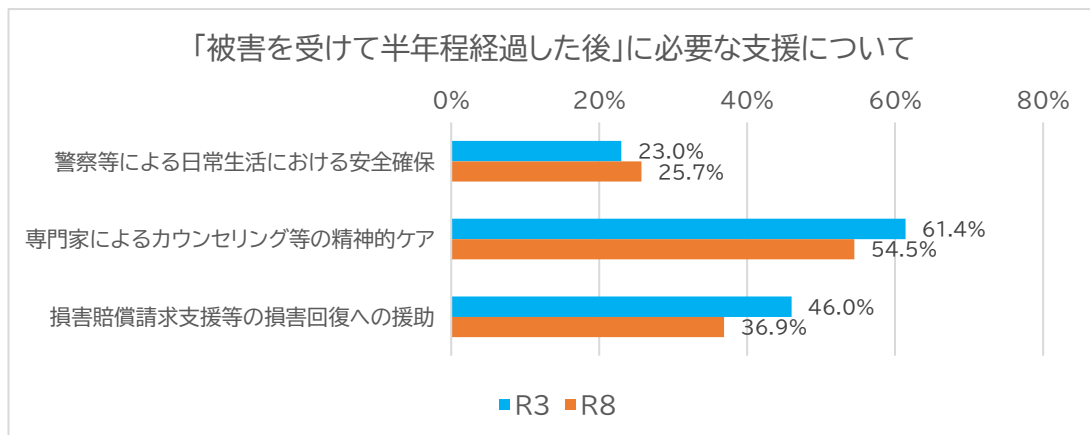
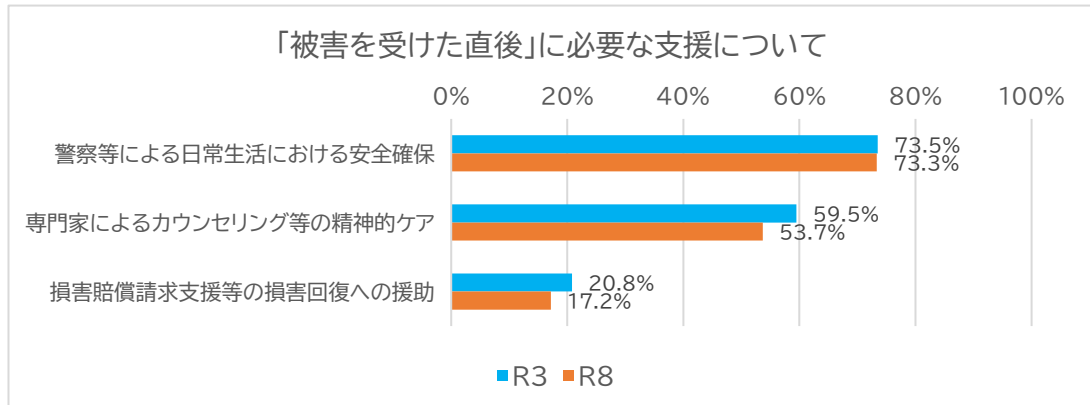


ウ 犯罪被害者等が求める支援

- 性犯罪以外の犯罪等の被害に遭った場合には、約71%の人が警察に相談すると回答（前回調査約77%）しているのに対し、性犯罪被害に遭った場合には、約47%にとどまっています。また、性犯罪被害に遭った場合にどこにも相談しないとの回答も約3%あります。

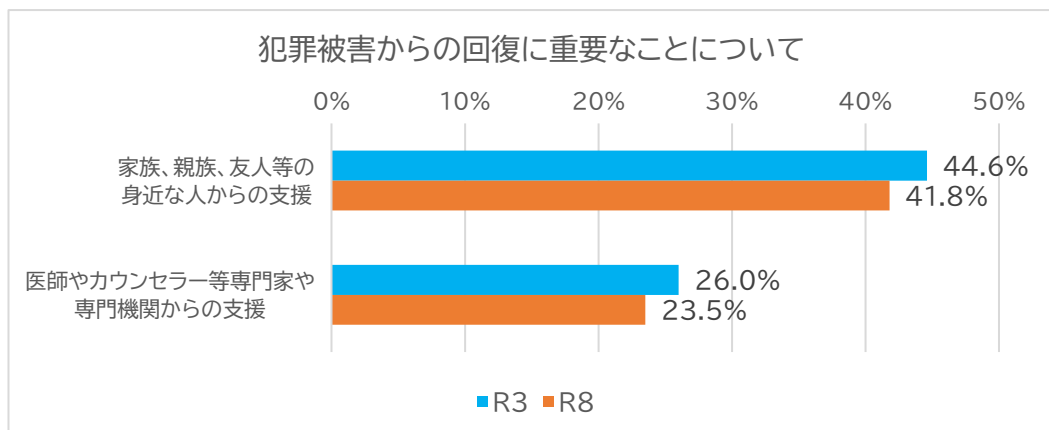


- 必要とする支援について、被害を受けた直後は、「警察等による日常生活における安全確保」の回答が最も多くなっていますが、被害を受けて半年ほど経過した後は、「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」の回答が最も多くなっています。また、被害後半年後については「損害賠償請求支援等の損害回復への援助」の回答が次いで多くなっています。



エ 犯罪被害者等の被害からの回復

- 犯罪被害者等が被害から回復するために重要なことは、「家族、親族、友人等の身近な人からの支援」と回答した人が最も多く、約42%となっています（前回調査約45%）。次いで、「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」が24%となっています。



6 これまでの実績と今後の課題

(1) これまでの取組と実績

県では、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、再び平穏な生活を営めるよう、個々の事情に応じた適切な支援が途切れることなく提供される体制の整備と犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向け、犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び性暴力被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の設置、各市町村における相談窓口設置促進（2016（平成28）年3月完了）など相談体制の充実と相談窓口の周知、加えて犯罪被害者等に対する県民の理解の増進のための広報啓発に取り組んできました。

第1次計画（計画期間：2019（令和元）年度～2021（令和3）年度）においては、以下の事項について重点的に取り組みました。

- ① 支援体制の整備・充実
 - ・「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の北九州相談窓口の開設日拡充、筑後・筑豊相談窓口の開設
 - ・「性暴力被害者支援センター・ふくおか」への精神科医、弁護士等専門家配置
 - ・子どもの性被害相談に対応するため、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」にプレイセラピールームを設置
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止
 - ・性暴力被害者等に対する精神科医療費への公費支出制度の創設や産婦人科医療費への公費支出の対象拡大
- ③ 損害回復・経済的支援等
 - ・犯罪被害者等を対象とした無料法律相談制度の創設
 - ・損害賠償請求訴訟再提訴時申立手数料助成制度の創設
- ④ 県民等の理解の増進
 - ・性暴力被害や二次的被害について県民の理解を深めるため、「性暴力根絶に向けた指針」を策定し、市町村や関係機関に配布

第2次計画（計画期間：2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）においては、以下の事項について重点的に取り組みました。

- ① 犯罪被害者等支援体制の整備・充実
 - ・「福岡県犯罪被害者総合サポートセンター」に、市町村や関係機関と連携した支援を行うためのコーディネーター（「社会福祉士」相当）を配置
 - ・犯罪被害者等に対し、一元的に途切れない支援を提供するための「多機関ワンストップサービス」を開始
 - ・相談や捜査の過程での二次的被害の防止のため、「二次的被害防止マニュアル」を作成し、関係機関・団体に周知
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止
 - ・犯罪被害に遭った子どもやその兄弟姉妹にきめ細やかな配慮や情報提供ができるよう、被害にあった子ども等の状況や心情を記載したサポートブックを作成し、関係機関・団体に周知

- ③ 損害回復・経済的支援等
 - ・福岡県犯罪被害者等見舞金制度の創設
- ④ 県民等の理解の増進
 - ・性暴力となる行為の考え方や具体例、性暴力の防止等に関する具体的な取組を示した「性暴力根絶に向けた対応指針」の策定、周知・啓発

(2) 今後重点的に取り組むべき課題

- 警察・民間支援団体・市町村等と連携し、犯罪被害者等に必要な支援を一元的に適切に提供する「多機関ワンストップサービス」の円滑な運用のため、市町村等関係機関との連携強化が不可欠となっています。
- 犯罪被害者等の精神的被害の回復につなげるため、支援者等がトラウマ反応について正しく認識し、適切な対応をとることができるよう、トラウマインフォームドケアについての理解、浸透を図る必要があります。
- 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、全ての市町村で見舞金制度などの支援策の実施を図る必要があります。
- 県民意識調査によると、条例に関する認知度は前回調査より低下しており、二次的被害に関する認知度は4割程度でとどまっています。相談窓口の認知度も4割程度となっており、犯罪被害者等に関する県民の理解や関心は十分とはいえません。犯罪被害者等に関する県民の理解増進、相談窓口の周知等、継続的に行っていく必要があります。

7 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、次の4つの基本方針を設定します。

そして、4つの基本方針を施策の柱として犯罪被害者等に寄り添った温かみのある施策を実施していきます。

【基本方針】

- ・基本方針1 犯罪被害者等支援体制の整備・充実
- ・基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止
- ・基本方針3 損害回復・経済的支援等
- ・基本方針4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

8 推進体制

計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえ、庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体と役割分担を確認し、相互協力及び連携を図りながら、施策を進める必要があります。

県では、庁内の関係課で構成される「福岡県犯罪被害及び性暴力対策庁内会議」、県内の関係機関や団体で構成される「福岡県犯罪被害者支援協議会」及び県内各地域の「警察署犯罪被害者支援協議会」が連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく同じ支援が受けられる体制を整備します。

(1) 福岡県犯罪被害及び性暴力対策庁内会議

県、県警察本部及び県教育委員会の関係課が連携強化及び情報共有等を行い、犯罪被害及び性暴力対策に係る施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、設置しています。

(2) 福岡県犯罪被害者支援協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として、設置しています。

(構成)

- ・ 福岡高等検察庁
- ・ 福岡地方検察庁
- ・ 九州矯正管区
- ・ 九州地方更生保護委員会
- ・ 福岡保護観察所
- ・ 九州運輸局
- ・ 第七管区海上保安本部福岡海上保安部
- ・ 福岡県弁護士会
- ・ 福岡県医師会
- ・ 福岡県臨床心理士会
- ・ 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
- ・ 日本司法支援センター福岡地方事務所
- ・ 公益財団法人福岡県女性財団 福岡県男女共同参画センター あすばる
- ・ 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
- ・ 公益社団法人福岡県防犯協会連合会
- ・ 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター
- ・ 一般財団法人福岡県交通安全協会
- ・ 北九州市
- ・ 福岡市
- ・ 福岡県警察本部
- ・ 福岡県

(3) 警察署犯罪被害者支援協議会

各警察署単位で地域の実情に応じて、警察署、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関で組織する支援協議会を、県内34警察署に設置し、情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。

第2部 計画の内容

施策体系

【目標】

犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による
県民福祉の向上

【基本方針】

【基本的施策】

基本方針1

犯罪被害者等支援体制の
整備・充実

1 相談及び情報の提供等

2 人材の育成

3 民間支援団体に対する支援

4 個人情報等の適切な管理

基本方針2

精神的・身体的被害の
回復・防止

1 心身に受けた影響からの回復

2 安全の確保

3 保護、捜査、公判等の過程における
配慮等

基本方針3

損害回復・経済的支援等

1 損害賠償の請求についての援助

2 経済的負担の軽減

3 居住の安定等

4 雇用の維持及び確保

5 日常生活の支援

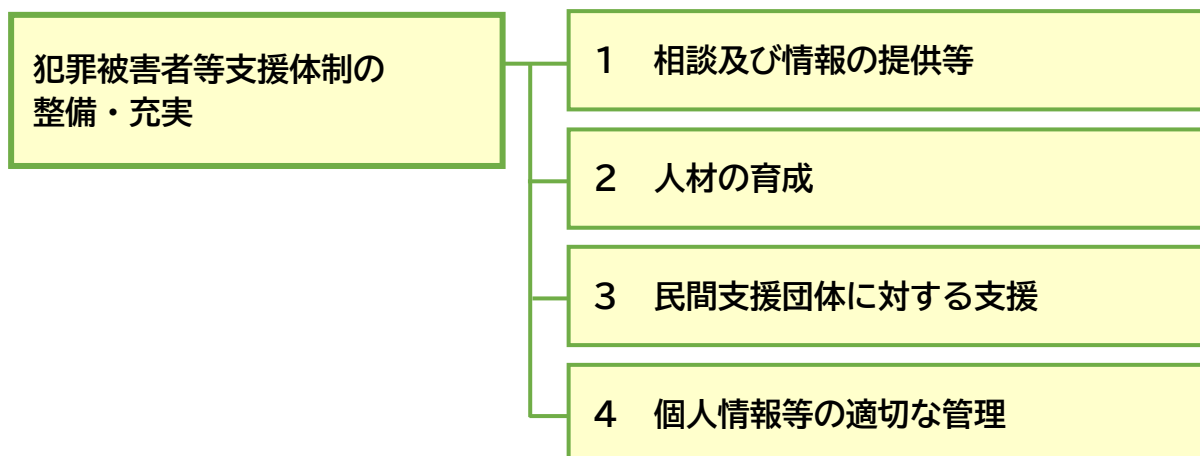
基本方針4

犯罪被害者等を支える
地域社会の形成

1 県民の理解の増進

2 事業者の理解の増進

基本方針１ 犯罪被害者等支援体制の整備・充実



1 相談及び情報の提供等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、事件・事故により、生命、身体及び財産上の直接的な被害に加え、心にも大きな傷を受けることになります。
加えて、被害発生直後から、警察の事情聴取等の捜査協力や裁判への出廷、市町村窓口での各種福祉制度の利用申請など、犯罪被害に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続に直面します。そして、何を、どこに相談すればよいのか分からない状況の中で、個々の対応や手続において関係機関等から判断を迫られ、更なる困難に陥る場合があります。また、手続のたびに被害状況を繰り返し話すなど二次的被害につながる懸念もあります。
- 被害発生直後から、犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、必要に応じて、法律や保健医療等に関する専門家を紹介するなどにより、犯罪被害者等が円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるよう、息の長い支援を行う必要があります。
- 県では、警察・民間支援団体・市町村等と連携し、犯罪被害者等に必要な支援を一元的に途切れなく提供するため、2025（令和7）年7月から「多機関ワンストップサービス」を開始しました。このサービスを通じて適時適切に支援を届けるためには、市町村等関係機関との連携強化が不可欠です。
- DV（Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。）や虐待は主に家庭内や親密な関係の中で行われるため、外部から発見しにくく、被害者が相談をためらい、被害が深刻化する傾向があり、相談体制の充実を図る必要があります。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等による被害発生直後から直面する様々な問題について、安心して相談することができ、犯罪被害者等の状況に応じて適

切に支援できるよう、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」などの相談窓口の支援体制を強化・充実します。

- 多機関ワンストップサービスの円滑な運用に向け、市町村等関係機関に対し、本サービスへの理解と協力を働きかけるとともに、支援体制の強化を図ります。
- 県は、全ての県内市町村に設置されている犯罪被害者等対応窓口において、犯罪被害者等からの相談に応じて必要な情報や支援が提供されるよう、市町村の取組を支援します。
- また、家庭内での深刻な被害を防ぐため、保健所、医療関係者、民生委員・児童委員、保育所・学校関係者などDVや虐待を発見する可能性が高い関係者に対して関連する情報を提供し、相互に連携して対応します。加えて、早期の相談を促すため、相談窓口を広く周知します。

【具体的施策】

- 福岡犯罪被害者総合サポートセンターの運営及び相談機能の強化
- 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの推進
- 性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談機能の強化
- 犯罪被害者等への法律相談支援
- 関係機関と連携した緊急支援体制の構築
- 「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実
- 「被害者手帳」の交付による相談・支援の充実
- 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」の効果的運用
- 性犯罪被害相談電話「＃８１０３（ハートさん）」の効果的な運用
- 配偶者からの暴力（DV）被害者に対する相談の実施
- 女性相談支援員による相談の実施
- 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等
- 児童虐待に対する夜間・休日対応
- 学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等
- 児童生徒に対する相談の実施
- 市町村や関係機関を通じた適切な情報提供

2 人材の育成

【現状と課題】

- 犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する職員等が犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解した上で、犯罪被害者等が直面する様々な問題に適切に対応できるよう、支援に従事する職員等向けの研修会を開催するなど、様々な取組を行っています。
- 犯罪被害者等は、犯罪被害によって精神的な変調を来し、その感情や身体、行動に様々な変化（トラウマ反応）が現れることがあるため、そのことを正しく認識し、二次的被害を発生させない適切な対応を行う必要があります。

- さらに、性暴力に関しては、誤った固定観念から、被害者が責められたり、二次的被害を受けたりすること、また、男性や性的少数者を含む多様な被害者の特性に応じた対応をとる必要があることから、性暴力及びその被害者に関する実情の正しい理解を深める必要があります。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等支援に従事する職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、犯罪被害者等が直面する様々な問題に対応できるよう、研修会を開催するなどにより、人材の育成を図ります。
- 犯罪被害者等支援に従事する職員に対して、トラウマインフォームドケアや多様な性についての理解、浸透を図ります。
- 性暴力に係る二次的被害防止はもとより、性暴力根絶のための教育・啓発活動を行う性暴力対策アドバイザーの養成に取り組みます。

【具体的施策】

- 犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実
- 「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実【再掲】
- 二次的被害を防止する研修等の充実
- 民間支援団体等における人材育成に対する支援
- （公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施
- 性暴力対策アドバイザーの育成
- 女性相談支援員等に対する研修の実施
- 虐待を受けたこどもの保護等に従事する職員に対する研修の充実
- 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組
- 高齢者虐待対応のための体制の充実
- 障がい者虐待防止等のための体制の充実

3 民間支援団体に対する支援

【現状と課題】

- 犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、病院や裁判所への付添い等、犯罪被害直後から中長期的にわたり適切かつ迅速な支援を行うなど、犯罪被害者等支援の総合的支援体制の中核的存在であるといえます。
- 民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を継続できるよう、必要な情報の提供や連携の強化を図る必要があります。また、犯罪被害者等の支援に従事する者は、被害者に寄り添う中で心理的影響を受ける（代理受傷）ことがあるため、その防止対策を行う必要があります。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等支援において重要な役割を担う民間支援団

体との連携を推進し、安定した支援活動を継続できるよう、人材育成及び代理受傷の防止対策などに取り組みます。

【具体的施策】

- （公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員の代理受傷防止のための支援
- 性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談機能の強化【再掲】
- （公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施【再掲】
- 民間支援団体の支援活動に対する協力

4 個人情報等の適切な管理

【現状と課題】

- 犯罪被害者等の安全が守られ、再び平穏な日常生活及び社会生活を営むためには、支援に関わる全ての機関が、犯罪被害者等に係る住所等の個人情報の保護に取り組むことが重要です。
- 犯罪被害者等に係る個人情報の漏えいにより、犯罪被害者等が再被害や二次的被害を受けることがないように、県や関係機関の職員等に対し、個人情報の適切な管理を徹底させることが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が再被害や二次的被害を受けることがないように、市町村、民間支援団体等の関係機関と協力し、犯罪被害者等に係る個人情報の漏えい防止の徹底に取り組みます。

【具体的施策】

- 各機関における個人情報管理規程の整備等
- 犯罪被害者等支援に係る業務委託先である（公社）福岡犯罪被害者支援センターに対する、個人情報取扱状況の監督の実施
- 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

基本方針２ 精神的・身体的被害の回復・防止

精神的・身体的被害の回復・防止

１ 心身に受けた影響からの回復

２ 安全の確保

３ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

１ 心身に受けた影響からの回復

【現状と課題】

- 身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要になる人もいます。

また、生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体に被害を受けた犯罪被害者及びその家族等も深刻な精神的被害を受けることがあります。特に性暴力被害は、他の犯罪被害と比べＰＴＳＤ発症率が高いといわれており、早期に適切な支援につなげる必要があります。

- 犯罪被害者等は、犯罪被害によって精神的な変調を来し、その感情や身体、行動に様々な変化（トラウマ反応）が現れることがあるため、そのことを正しく認識し、二次的被害を発生させない適切な対応を行う必要があります。

- 犯罪等による被害の発生直後から適切な支援を提供していくことが県に求められています。

特に子どもが当事者の場合、学校や入所施設（児童養護施設等）の中では、犯罪被害等により受けた心理的外傷等に一人で耐えなければならないことから、特段の配慮と専門家の助言に基づく適切な対応を行うことが県に求められています。

そして、犯罪被害に遭った子どもの兄弟姉妹も、心身に大きな影響を受けることから、発達段階に応じた特別な配慮を行う必要があります。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響を早期に緩和し、回復できるよう、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において専門家によるカウンセリングの実施、医療機関との連携に取り組みます。これに加え、子どもが、学校又は児童養護施設等でスクールカウンセラー等の必要な助言を受けられるよう、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた中長期にわたる心理的支援など必要な施策に取り組みます。
- 犯罪被害者等の精神的被害の回復につなげるため、支援者等がトラウマ反応について正しく認識し、適切な対応をとることができるよう、トラウマインフォームドケアについての理解促進を図ります。

- 犯罪被害に遭った子どもやその兄弟姉妹に対し、教員をはじめとする大人が適切な支援や情報提供ができるよう、被害に遭った子ども等の置かれている状況や心情について理解を深める施策に取り組みます。
- 性暴力被害に遭った子どもが早期に適切な支援につながるように、性暴力対策アドバイザー派遣事業等を活用し、学校と「性暴力被害者支援センター・ふくおか」等の相談機関との連携を強化します。

【具体的施策】

- 性暴力被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実
- 性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談機能の強化【再掲】
- 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実
- 二次的被害を防止する研修等の充実【再掲】
- 犯罪被害に遭った子ども及び家族に対する理解の促進
- 学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等【再掲】
- 性犯罪に遭った児童生徒に対する学校での対応の充実
- 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
- 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進
- 性暴力対策アドバイザー派遣事業を活用した学校と相談機関との連携強化

2 安全の確保

【現状と課題】

- 児童虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力（DV）による被害者はもとより、犯罪被害者の多くは、再び危害を加えられることに対して、強い恐怖や不安を感じています。
- 犯罪被害者が更なる被害を受けることを防止し、安全が確保され、不安が解消されるための取組を行っていくことが県に求められています。特に、性暴力については、反復され、更なる被害に発展することも少なくないため、再犯防止に取り組む必要があります。
- 2026（令和8）年12月、学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（いわゆる、こども性暴力防止法）が施行され、こどもに教育・保育等を提供する事業者は、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられました。
- また、暴力団による犯罪被害者を始め、暴力団排除活動関係者、暴力団との関係遮断を図る企業等の方々は、暴力団から報復等により危害を加えられることについて不安や恐怖を感じています。

暴力団犯罪取締りや暴力団排除活動を強力に推進するためには、県民の協力が必要不可欠であり、県には県民の安全確保が求められます。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者が、再び加害者から危害を加えられることがないように、関係機関や団体と連携して、犯罪被害者の一時保護を行う等、安全確保を最優先した必要な施策に取り組めます。
- 性暴力を未然に防止し、更なる被害者を出さないよう、性暴力加害者の再犯防止対策に取り組めます。
- こどもへの性暴力を防ぐため、こども性暴力防止法に基づき、必要な対策や事業者への制度周知等を行い、こどもに対する性暴力を許さない社会の実現に向けて取り組めます。
- 県は、暴力団から危害を受けるおそれのある方々を早期に把握し、危害が及ばないよう、保護対策に取り組めます。

【具体的施策】

- 一時避難場所の確保
- 保護対策の推進
- 再被害防止措置の推進
- 地域警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等
- ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への適切な対応
- 配偶者からの暴力、性暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実
- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令の適切な実施
- 児童虐待による被害児童の一時保護の実施
- こどもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止
- 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための連携
- 性暴力加害者の再犯防止対策
- こどもへの性犯罪の防止

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、関係者からの配慮に欠けた言動により二次的被害を受けたり、個人情報加害者等に漏えいしたりすることがあります。
- 犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、犯罪被害者等に関わる職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じて、事件・事故の捜査状況や刑事手続等に関する情報提供を行うなど、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行うことが県に求められています。

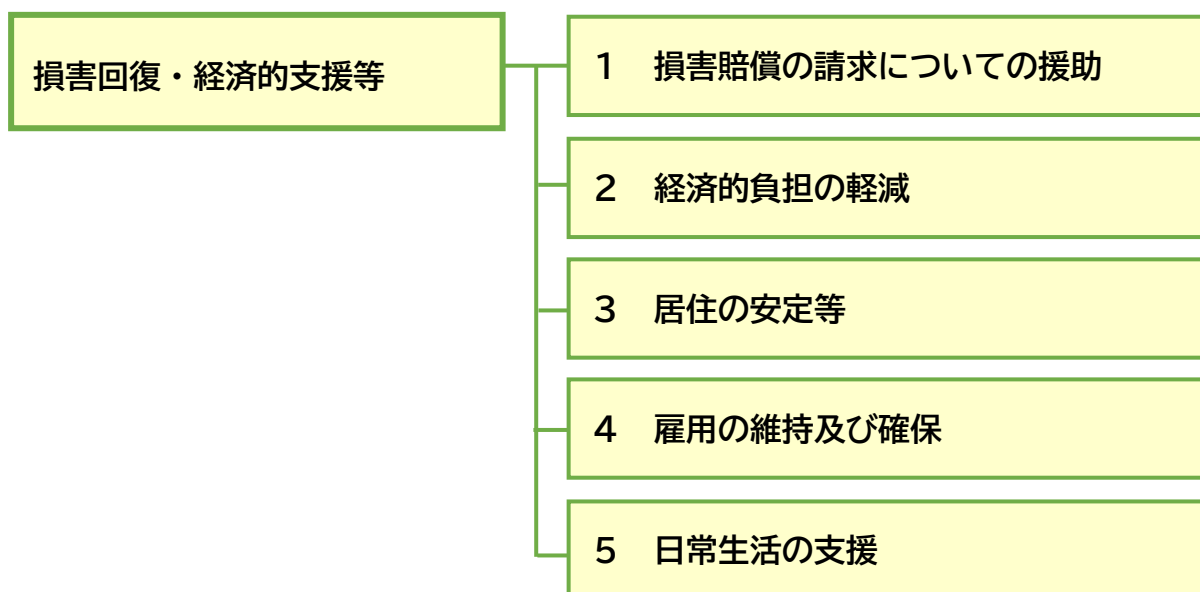
【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等に関わる職員が、犯罪被害者等の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、犯罪被害者等の置かれている状況を理解の上、二次的被害を生じさせないように、研修等を実施するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じて、事件・事故の捜査状況や刑事手続等に関する情報提供を行うなど、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に配慮した必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

- 関係機関と連携した緊急支援体制の構築【再掲】
- 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける証拠資料採取事業の実施
- 二次的被害を防止する研修等の充実【再掲】
- 捜査に関する適切な情報提供等
- 交通事故事件被害者等の心情やニーズを踏まえた適切な支援等
- 刑事手続等に関する情報提供の充実
- 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等
- 犯罪被害者等に関する個人情報の保護【再掲】
- 証拠物件の適正な保管・管理を通じた早期還付等の手続の実施
- 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進
- 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進
- 被害児童からの事情聴取における配慮
- 犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備
- 再被害防止措置の推進【再掲】

基本方針3 損害回復・経済的支援等



1 損害賠償の請求についての援助

【現状と課題】

- 犯罪被害者等に生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、加害者が損害賠償責任を果たさないために、十分な賠償が受けられない犯罪被害者等が多くいます。

多くの犯罪被害者等は、訴訟に関する知識が少ない中で損害賠償請求訴訟を提起する場合には、多くの時間と労力を要することとなり、さらに、多額の訴訟費用の負担が生じるなど、多くの負担を強いられることになります。

なお、損害賠償の請求は、金銭的に損害回復を図るために行うものですが、加えて、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に反省や謝罪を求める機会としても重要な意味を有しています。

- 暴力団による犯罪被害者等が、個人で損害賠償請求訴訟を提起するには、暴力団からの報復に対する不安や多くの労力を要します。

損害の回復のためにも、(公財)福岡県暴力団追放推進センター及び福岡県弁護士会と連携し、訴訟を提起しようとする方などに対して必要な支援を実施する必要があります。

- 犯罪被害者等が、被害に係る損害賠償の請求を円滑に進められるよう、これに精通した者による損害賠償請求等に関する情報提供や助言を行うことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等による回復困難な損害の賠償を加害者側に請求する場合において、その請求を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行います。

【具体的施策】

- 損害賠償請求訴訟再提訴時の支援
- 犯罪被害者等への法律相談支援【再掲】
- 日本司法支援センターとの連携
- 損害賠償請求等に関する情報提供の充実
- 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実
- 交通事故相談所における相談
- 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

2 経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 犯罪被害者等は、犯罪等の被害を受けることにより、入院や通院に伴う多額の治療費や裁判費用など経済的負担が増加するほか、後遺症のために仕事を続けられなくなり無収入になってしまうなど、経済的困難に直面することが少なくありません。
- 国では、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）や犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）において、犯罪被害者等に対する経済的支援制度を設けていますので、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、国の制度に関する情報を提供していくことが県に求められています。
- 県や市町村には、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、給付金制度などの支援策の充実が求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、受けた被害に起因する経済的負担の軽減が図られるよう、利用できる様々な制度に係る情報を提供するとともに、必要な施策に取り組みます。
- 県は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するために、見舞金の給付など必要な施策を行います。また、市町村に対して、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するための取組を促すとともに、必要な支援を行います。

【具体的施策】

- 犯罪被害者等への法律相談支援の周知
- 犯罪被害給付制度の周知等
- 県による見舞金の支給及び市町村による見舞金制度の導入促進
- （公財）犯罪被害救援基金との連携による救済の実施
- 医療費等の公費支出制度の周知
- 性暴力被害者への公費支出制度の周知

3 居住の安定等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことで物理的に居住することが困難になったり、加害者に自宅を知られているため不安や恐怖で帰宅できなくなるなどの理由により、結果として引っ越しを余儀なくされる人もいます。
しかしながら、犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う多額の治療費の負担などにより、経済的に困難な状況にあることに加え、精神的被害もあり、犯罪被害者等が自ら新たな居住先を探し求めることは困難な状況にあります。
- 犯罪被害者等が、県内外を問わず、新たな居住先を確保し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう対策を講じていくことが、県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合において、新たな居住先を円滑に確保し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう、必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

- 犯罪被害の発生直後における居住場所の確保等
- 公営住宅等への優先入居及び一時入居等
- 関係団体との連携による居住場所の確保
- 配偶者からの暴力、性暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実【再掲】
- 児童虐待による被害児童の一時保護の実施【再掲】
- 児童虐待による被害児童の社会的養護の実施

4 雇用の維持及び確保

【現状と課題】

- 事業所に勤務している犯罪被害者等は、犯罪等による身体的、精神的被害の治療のための入院や通院、裁判への出廷等のため、休暇の取得を余儀なくされることがあります。
しかし、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性についての理解が事業者浸透していないことから、犯罪被害者等を解雇したり、又は犯罪被害者等は、自ら退職せざるを得ない状況に追い込まれることも少なくありません。
- 犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について、事業者が犯罪被害者等への理解を深めるための取組を行っていくことが県に求められています。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次的被害を防止するため、事業者が、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等に対す

る支援の必要性などへの理解を深めるよう、必要な施策に取り組みます。

【具体的施策】

- 年代別・対象別就職支援センターにおける就職支援
- ひとり親家庭等の自立の総合的支援
- 高等技術専門校における公共職業訓練
- 個別労働紛争解決制度の活用等
- 犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の普及促進

5 日常生活の支援

【現状と課題】

- 犯罪被害者等の中には、犯罪等による身体的、精神的被害の治療のための入院や通院、警察の事情聴取等への捜査協力や裁判への出廷、市町村窓口での各種福祉制度の利用申請等の様々な対応が必要であるため、家事、育児、介護等を行うための時間を十分に確保できない人もいます。

また、精神的被害が原因で、家事、育児、介護等に手がつかない場合も少なくなく、日常生活に支障を来す人もいます。

- これまで取り組んできた「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」における、病院等への付添い支援をはじめ、市町村による犯罪被害者等に対する日常生活の支援施策が十分活用されるよう周知していくことが県に求められています。

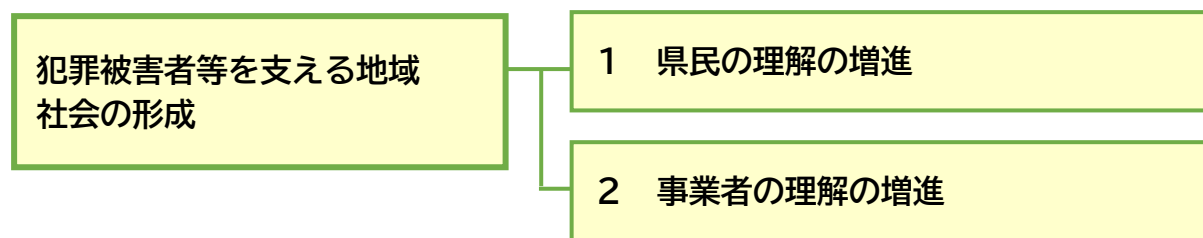
【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等が、犯罪被害に遭う前の平穏な生活を早期に取り戻すことができるよう、市町村が取り組む家事、育児、介護等に係る情報を提供するとともに、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」における直接支援の充実に取り組みます。

【具体的施策】

- 病院等への付添い支援
- 市町村窓口等の情報提供
- 育児サービス情報の提供
- 障がい福祉サービス情報の提供
- 介護サービス情報の提供

基本方針4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成



1 県民の理解の増進

【現状と課題】

- 周囲の人々の犯罪被害者等に対する偏見や無理解、性暴力に対する興味本位な態度やからかい等による二次的被害が後を絶ちません。特に、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等が深刻な問題となっています。
- 今年度実施した犯罪被害者等支援に関する県民アンケート調査において、二次的被害に関する認知度や相談窓口の認知度は、2021（令和3）年度の前回調査より低下しています。県民の半数は、犯罪被害者等が置かれている状況等についての理解や関心が十分とはいえない状況にあると考えられます。
- 県民が、犯罪被害者等の置かれている状況等への理解を深められるよう、地域社会全体で犯罪被害者等を支える社会づくりや、こどもの頃から犯罪被害者等への十分な理解を促す教育の機会を確保していくことが県に求められています。
- 性犯罪に係る刑法の改正や性被害の新たな課題の顕在化など、性犯罪・性暴力被害者を取り巻く状況の変化を背景に、令和6年に性暴力根絶条例が改正されました。それに基づき、令和7年3月に、性暴力の具体例、性暴力の防止等に関する具体的な取組を示した「性暴力根絶に向けた対応指針」及び指針解説を作成しました。この内容を県民に広く周知する必要があります。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、こどもを含む県民や地域社会全体が、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性などへの理解を深めるよう、必要な施策に取り組みます。また、相談窓口の周知にも積極的に取り組みます。
- 被害に遭ったこどもはもとより、その兄弟姉妹に対し、教員をはじめとする大人が適切な支援や情報提供ができるよう、被害に遭ったこども等の置かれている状況や心情について県民の理解を深める広報啓発に取り組みます。
- 性暴力対策アドバイザーを学校等に派遣し、児童生徒等に対して、性暴力はもとより二次的被害防止のための教育・啓発に取り組みます。
- 「性暴力根絶に向けた対応指針」及び指針解説を県民に広く周知し、性暴力に対する理解を深める啓発に取り組みます。
- インターネット上での誹謗中傷等を行わないこと、被害に遭った場合の相談窓口など

の広報啓発に取り組みます。

【具体的施策】

- 犯罪被害者月間を中心とした集中的な広報啓発の実施
- 犯罪被害者等への県民の理解の増進
- インターネット上での誹謗中傷の防止等の広報啓発の推進
- 犯罪被害者等に関する県民の意識の把握
- 犯罪被害者等支援に関する理解の増進
- 交通事故被害等に関する県民の理解増進
- 配偶者からの暴力に関する広報啓発事業の実施
- 児童虐待防止推進月間を中心とした広報啓発事業の実施
- 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
- 児童生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
- 犯罪被害に遭ったこども及び家族に対する理解の促進【再掲】
- 性暴力対策アドバイザー派遣等による教育・啓発の推進
- 「性暴力根絶に向けた対応指針」の周知による理解促進

2 事業者の理解の増進

【現状と課題】

- 事業所に勤務している犯罪被害者等は、犯罪等による身体的、精神的被害の治療に必要な入院や通院、裁判への出廷等のため、休暇の取得を余儀なくされることがあります。
しかし、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性についての理解が事業者に浸透していないことから、犯罪被害者等を解雇したり、又は犯罪被害者等は、自ら退職せざるを得ない状況に追い込まれることも少なくありません。
- 犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について、事業者が犯罪被害者等への理解を深めるための取組を行っていくことが県に求められています。
- 事業所等で性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、事業者は、就労環境の整備をする必要があります。また、性暴力となる撮影行為等が発生することがないように、施設等の管理・運営者やイベント主催者は、環境を整備する必要があります。

【具体的施策の方向】

- 県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次的被害を防止するため、事業者が、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性などへの理解を深めるよう、必要な施策に取り組みます。
- 事業所等で性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、性暴力が発生しにくい環境整備や従業員に対する啓発・研修の実施など、事業者が取り組むべき責務についての周知・啓発を行います。

【具体的施策】

- 犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の普及促進【再掲】
- 犯罪被害者等への事業者の理解の増進
- ひとり親家庭等の自立の総合的支援【再掲】
- 高等技術専門校における公共職業訓練【再掲】
- 個別労働紛争解決制度の活用等【再掲】
- 性暴力を防止する環境整備の促進